

務	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			
(令和12年3月末まで有効)			

警 務 第 4 0 1 号
(総推、生企、刑企、交企、備一)
令 和 7 年 3 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

隣接警察署等との連携の強化について

隣接警察署及び近隣の警察署（以下「隣接警察署等」という。）は、通達等において特段の定めがない場合であっても、各種事案等が発生した際には、各警察署長の指揮のもと、必要な連携がなされているところである。しかしながら、人口構造の変化や先端技術の発達などが警察業務の遂行にも大きな影響を及ぼす中で、日々発生する事象に迅速かつ的確に対応し、県民に安全と安心を実感してもらうためには、有限である人的リソース及び物的リソースの効果的な活用や業務の効率化・合理化の促進が不可欠である。

そこで、人的リソース等の効果的な活用などの取組を一層促進するため、隣接警察署等との連携を強化し、警察業務の能率的な遂行を図ることとしたので、各位におかれては、本通達の趣旨を踏まえた上で、衆知を結集し、必要な取組を行われたい。

なお、本通達による運用は、令和7年4月1日から開始する。

記

1 連携ブロック

(1) 青森ブロック

青森警察署、むつ警察署、野辺地警察署、外ヶ浜警察署及び大間警察署

(2) 八戸ブロック

八戸警察署、十和田警察署、三沢警察署、三戸警察署、七戸警察署及び五戸警察署

(3) 弘前ブロック

弘前警察署、五所川原警察署、黒石警察署、つがる警察署、鱒ヶ沢警察署及び青森南警察署

2 隣接警察署等との連携方法

(1) ブロックごとの検討

県内の警察署を管轄区域ごとに青森、八戸及び弘前の3つのブロックに分け、青森警察署長、八戸警察署長及び弘前警察署長を各ブロックの長として、隣接警察署等との連携方法等について検討するものとする。

(2) ブロックの実情に応じた連携

道路事情、公共交通基盤の構築状況、ブロック内に居住する県民の生活圏、中核病院の設置状況、警察本部及び各執行隊からの距離など、各ブロックの実情に合わせて柔軟に連携できるものとする。また、各警察署間の距離等を勘案した上で、ブロックを複数のエリアに分けて連携することを妨げない。

(3) あらゆる業務における連携

事案発生時のみならず、例えば、各種広報媒体の作成、業務の効率化・合理化に資するプロジェクトチームの設置、研修会の開催など、あらゆる業務において連携できるものとする。

3 留意事項

他の通達等により連携方法が規定されている場合や事案対応等において異なるブロックに属する警察署と連携する場合は、本通達の定めによらない。

本件担当：警務課企画係